

東広島市週休2日適用工事等実施要領

令和5年4月1日制 定
令和5年9月1日一部改正
令和6年6月1日一部改正
令和6年8月1日一部改正
令和7年1月1日一部改正
令和7年7月1日一部改正

1 趣旨

この要領は、東広島市が発注する建設工事（農林工事、営繕工事を除く。）において、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休2日適用工事」等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

(1) 週休2日適用工事

ア 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月単位で4週8休（現場閉所日数の割合が8日／28日の状態をいう。）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 月単位とは、工事着手日から起算して、4週間（28日）ごとに分けた期間をいう。
なお、4週間を満たさない期間（工事完了日の関係で28日確保できない等）は、通期で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる場合に月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

エ 現場閉所とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

オ 対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日を、工事完了日とは、工事完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。

(ア) 年末年始6日間及び夏季休暇3日間

(イ) 工場製作のみが行われている期間

(ウ) 工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

(2) 週休2日交替制適用工事

ア 月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月単位で技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休（現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合が8日／28日の状態をいう。）以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

イ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

ウ 月単位とは、工事着手日から起算して、4週間（28日）ごとに分けた期間をいう。

なお、4週間を満たさない期間（工事完了日の関係で28日確保できない等）は、通期で4週8休以上の休日確保を行ったと認められる場合に月単位の週休2日交替制を達成しているものとみなす。

エ 交替制による休日確保は、施工体制台帳上の元請業者及び下請業者の技術者・技能労働者を対象とする。ただし、一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。なお、一時的とは、2週間未満とする。

オ 平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）とは、対象となる技術者及び技能労働者ごとの休日日数の割合を平均した値をいう。

カ 対象期間は、工事着手日から工事完了日までとする。なお、ここでいう工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所などの設置又は測量をいう。）に着手した日を、工事完了日とは、工事完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日をいう。また、次の期間は対象期間から除く。

（ア）工場製作のみが行われている期間

（イ）工事全体を一時中止している期間や、災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

キ 実際の作業はなくても、現場へ出る体制を確保している日（待機日）は、休日としない。ただし、自宅待機は休日とする。

3 対象

次に該当する建設工事を対象とする。ただし、災害時等の緊急対応工事は除く。

なお、対象期間が著しく短い建設工事等は、対象外とすることができる。

(1) 週休2日

原則、現場閉所が可能な全ての建設工事を対象とする。

(2) 週休2日交替制

現場閉所が困難な全ての建設工事を対象とする。なお、現場閉所が困難な例は次のとおり。

ア 緊急性が高い工事等、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な建設工事

イ 社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な建設工事

4 発注方式

(1) 週休2日

原則、月単位の発注者指定型で実施するものとする。

なお、月単位の取組を達成できなかった場合は、通期の取組を認める。

(2) 週休2日交替制

原則、月単位の発注者指定型で実施するものとする。

なお、月単位の取組を達成できなかった場合は、通期の取組を認める。

5 実施方法

(1) 週休2日

ア 受注者は、工事着手までに「様式1 休日取得計画表（以下「計画表」という。）」を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手日と工事完了日を計画表に明記するものとする。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、降雨・降雪等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

イ 受注者は、休日の取得状況を記入した計画表と、休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）を、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。

ウ 週休2日を理由とする工期延長については認めないものとする。

エ 受注者は、月単位又は通期の週休2日を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で監督職員に提出するものとする。

オ 受注者は、工事着手までに監督職員と協議した上で、週休2日交替制を行った場合、設計変更することができる。

(2) 週休2日交替制

ア 受注者は、工事着手までに施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとする。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし、降雨・降雪等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

イ 受注者は、休日の取得状況を記入した計画表と、休日の取得状況が確認できる書類を、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。

ウ 週休2日交替制を理由とする工期延長については認めないものとする。

エ 受注者は、月単位又は通期の週休2日交替制を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で監督職員に提出するものとする。

6 経費等の補正

(1) 週休2日

表1及び表2に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。

また、市場単価における補正係数については、別紙表3、表4及び表5によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、別紙表6によるものとする。

発注の際は、月単位の補正係数を乗じたもので発注する。

月単位の4週8休が未達成の場合は、補正係数を除いて設計変更を行うものとする。

(2) 週休2日交替制

表1及び表2に示す各経費の補正係数を乗じるものとする。

また、市場単価における補正係数については、別紙表3、表4及び表5によるものとし、土木工事標準単価における補正係数については、表6によるものとする。

発注の際は、月単位の補正係数を乗じたもので発注する。

月単位の4週8休が未達成の場合は、補正係数を除いて設計変更を行うものとする。

表1 土木工事積算基準適用工事※の場合の各経費の補正係数

週休2日	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費	現場管理費
月単位(4週8休以上) 現場閉所率28.5% (8日/28日)以上	1.02	—	1.01	1.02
通期(4週8休以上) 現場閉所率28.5% (8日/28日)以上	—	—	—	—
週休2日交替制	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費	現場管理費
月単位(4週8休以上) 休日率28.5% (8日/28日)以上	1.02	—	—	1.02
通期(4週8休以上) 休日率28.5% (8日/28日)以上	—	—	—	—

※諸経費体系が「公共(一般)」の工事

表2 港湾請負工事積算基準適用工事※の場合の各経費の補正係数

週休2日 /週休2日交替制	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費	現場管理費
4週8休以上 現場閉所率又は休日率 28.5% (8日/28日)以上	1.02	—	1.02	1.03

※諸経費体系が「公共(港湾)」の工事

各積算基準適用工事の労務費の補正対象は、公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工及び港湾請負工事積算基準に係る標準賃金(船舶製作工を除く)とする。

7 工事成績評価

工事成績評価の「工程管理」及び「創意工夫」で評価するものとする。

なお、当初請負対象設計金額3千万円以上において、受注者の責により、週休2日又は週休2日交替制に取組む姿勢が見られなかった場合は、必要に応じ、工事成績評価の「法令遵守等」で減ずるものとする。

8 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ、受発注者で協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月1日）

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和6年6月1日）

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

附 則（令和6年8月1日）

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

附 則（令和7年1月1日）

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

附 則（令和7年7月1日）

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

表 3 市場単価の補正係数（土木工事）

名称	区分	補正係数			
		週休 2 日		週休 2 日交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		—	1.02	—	1.02
ガス圧接工		—	1.01	—	1.01
インターロッキングブロック工	設置	—	1.01	—	1.01
	撤去	—	1.02	—	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	—	1.00	—	1.00
	撤去	—	1.02	—	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	—	1.00	—	1.00
	撤去	—	1.02	—	1.02
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	—	1.02	—	1.02
	撤去	—	1.02	—	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		—	1.01	—	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		—	1.01	—	1.01
道路標識設置工	設置	—	1.00	—	1.00
	撤去・移設	—	1.01	—	1.01
道路付属物設置工	設置	—	1.01	—	1.01
	撤去	—	1.02	—	1.02
法面工		—	1.01	—	1.01
吹付砕工		—	1.01	—	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		—	1.01	—	1.01
道路植栽工		—	1.02	—	1.02
公園植栽工		—	1.02	—	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		—	1.01	—	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		—	1.02	—	1.02
橋面防水工		—	1.01	—	1.01
薄層カラー舗装工		—	1.00	—	1.00
グルーピング工		—	1.00	—	1.00
軟弱地盤処理工		—	1.01	—	1.01
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		—	1.01	—	1.01

表4 市場単価の補正係数（港湾工事）

名称	補正係数
	4週8休以上
底面工	1.01
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00
支保工	1.02
足場工	1.01
鉄筋工	1.02
吊鉄筋工	1.02
型枠工	1.02
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.02
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.02
止水板工	1.02
上蓋工	1.02
伸縮目地工	1.01
係船柱取付	1.02
防舷材取付	1.02
車止・縁金物取付	1.02
係船柱撤去	1.02
防舷材撤去	1.02
車止撤去	1.02
電気防食取付	1.02
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.02
防砂目地板取付工（水中施工）	1.02
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.02
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.01
ペトロラタム被覆	1.02
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.02
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.02
かき落とし工	1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
汚濁防止枠設置・撤去	1.01
灯浮標設置・撤去	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.00
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.02
異形ブロック製作 型枠工	1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設	1.02
異形ブロック製作 給熱養生	1.01

表5 市場単価の補正係数（下水道工事）

名称	規格・仕様	補正係数			
		週休2日		週休2日交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
硬質塩化ビニル管設置工		—	1.01	—	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		—	1.01	—	1.01
砂基礎工	人力施工	—	1.02	—	1.02
	機械施工	—	1.02	—	1.02
碎石基礎工	人力施工	—	1.02	—	1.02
	機械施工	—	1.02	—	1.02
組立マンホール設置工		—	1.01	—	1.01
小型マンホール工		—	1.00	—	1.00
取付管及びます設置工	ます設置工	—	1.00	—	1.00
	取付管布設及び支管取付工	—	1.01	—	1.01

表6 土木工事標準単価の補正係数（土木工事）

名称	区分	補正係数			
		週休2日		週休2日交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		—	1.02	—	1.02
高視認性区画線工		—	1.02	—	1.02
橋梁塗装工		—	1.01	—	1.01
構造物とりこわし工	機械	—	1.01	—	1.01
	人力	—	1.02	—	1.02
コンクリートブロック積工		—	1.02	—	1.02
排水構造物工		—	1.02	—	1.02